

足場・架設通路 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

審 査 項 目		確認		
添付書類及びその内容等	設置箇所を示す書面	則別表 7  (架設通路)		
	足場の種類及び用途を示す書面			
	構造、材質、主要寸法を示す書面〔足場：組立図、配置図〕 〔架設通路：平面図、側面図、断面図〕			
	設置期間を示す書面〔設置期間： 年 月 日～ 年 月 日〕			
	強度計算書 特殊な構造の足場、重量物を積載する足場、クレーン等を設置する足場は、その補強方法を示す図面及び強度計算を添付させること 〔足場外周にメッシュシート等を設置する場合：風荷重計算書〕(壁つなぎ負担領域について計算書と組立図に齟齬がないこと) 〔つり足場の場合：つり鎖等の強度等の計算書〕 〔張出し足場の場合：張出し部の取付け方法及び強度計算〕			
	計画の作成参画者の資格を示す書面	則別表 9		
	足場の組立て等作業主任者が選任されることを示す書面			
材料等	木材、鋼管・JISA8951、その他(部材明細書等による確認)	則 560 条各号		
構造に関する共通事項	最大積載荷重の定め〔足場の構造及び材質に応じたものであること〕	則 562 条 1 項		
	作業床	作業床の設置〔高さ 2 m 以上の作業箇所〕	則 563 条 1 項	
		床材の許容曲げ応力〔則 5 6 3 条 1 項の値を超えていないこと〕	則 563 条 1 項 1 号	
		つり足場以外	作業床の構造〔幅 4 0 c m 以上、すき間 3 c m 以下〕 〔床材と建地との隙間 1 2 c m 未満(12 c m 以上の場合、防網等の措置について確認)〕 〔2 以上の支持物に固定〕	則 563 条 1 項 2 号 則 563 条 1 項 5 号
			手すり等の設置〔墜落のおそれのある箇所に、高さ 8 5 c m 以上〕 (足場用墜落防止設備)	則 563 条 1 項 3 号
鋼管足場共通事項	脚部の滑動・沈下防止措置〔ベース金具、敷板・敷角の使用、根がらみの取り付け〕	則 570 条 1 項 1 号		
	移動式足場のブレーキ、歯止め、足場の一部の固定等	則 570 条 1 項 2 号		
	接続部・交差部の措置〔鋼管部材の適合した附属金具を使用すること〕	則 570 条 1 項 3 号		
	筋交いによる補強	則 570 条 1 項 4 号		
	架空電路に接している場合の措置〔電路の移設、絶縁用防護具の装着等〕	則 570 条 1 項 6 号		
わく組足場	壁つなぎの設置〔垂直方向 9 m、水平方向 8 m 以内〕	則 570 条 1 項 5 号		
	水平材の設置〔最上層及び 5 層以内ごと〕	則 571 条 1 項 5 号		
	はりわく、持送りわくの横振れ防止措置〔水平筋かいの設置等〕	則 571 条 1 項 6 号		
	主わくの高さ及び間隔〔高さ 2 m 以下、間隔 1.85 m 以下〕 (高さ 2 0 m 超又は重量物の積載を伴う場合に限り)	則 571 条 1 項 7 号		
単管足場	壁つなぎの設置〔垂直方向 5 m、水平方向 5.5 m 以内〕	則 570 条 1 項 5 号		
	建地の間隔〔けた方向 1.8 5 m 以下、はり間方向 1.5 m 以下〕	則 571 条 1 項 1 号		
	地上第一の布の位置〔高さ 2 m 以下〕	則 571 条 1 項 2 号		
	建地の補強〔建地の最高部から 3 1 m より下の部分は建地を 2 本組〕(ただし、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重(破壊荷重の 1/2 以下)を超えないときはこの限りにあらず)	則 571 条 1 項 3 号		
	建地間の積載荷重〔4 0 0 kg 以下〕	則 571 条 1 項 4 号		

【足場・仮設通路】

落下防止措置	10 cm以上の幅木、メッシュシート・防網、その他同等以上の設備 (作業の性質上幅木等の設置等が困難な場合は、立ち入り禁止区域の設定)	則 563 条 1 項 6 号	
くさび 緊結式 足場	・本足場とする 筋かい ・足場用鋼管及び緊結金具を用いるもの 大筋かい 8 層 8 スパン以下 每 2 方向 ・くさび式足場用斜材を用いるもの 6 層 6 スパン毎に 交差 2 方向 梁枿 ・開口部 幅 3 スパン以下、高さ 3 層以下 H26.12.1 くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術指針 仮設工業会	改正労働安全衛生規則(足場等関係)の施行に関する質疑応答集 (H21.10.2)	
つり 足場	つり鎖等の取り付けに係る措置〔足場材、建築物の梁等に確実に取付けること〕 〔安全係数：つりワイヤー・つり鋼線... 1.0 以上 つり鎖・つりフック..... 5 以上 つり鋼帯..... 2.5 以上 上部・下部支点 鋼材..... 2.5 以上 木材..... 5 以上〕	則 574 条 1 項 5 号 〔則 562 条 2 項〕	
	作業床の構造等〔幅 40 cm 以上で、かつ、すき間がないこと。又はネット、シートで完全養生していること〕	則 574 条 1 項 6 号、 2 項	
	作業床の固定〔床材は転位、脱落しないよう取付けること〕	則 574 条 1 項 7 号	
	足場けた、スターラップ、作業床等の措置〔控えを設ける等、動揺・転位を防止すること〕	則 574 条 1 項 8 号	
	たな足場のけたの接続部、交差部の措置〔鉄線、継手金具、緊結金具を用いること〕	則 574 条 1 項 9 号	
架設 通路	丈夫な構造	則 552 条 1 項 1 号	
	こう配〔30 度以下〕(階段を設けたもの、高さ 2 m 未満で丈夫な手掛を設けたものを除く)	則 552 条 1 項 2 号	
	滑り止めの設置〔こう配 15 度以上の場合、踏さん等滑り止めの措置〕	則 552 条 1 項 3 号	
	手すり等の設置〔高さ 85 cm 以上の手すり、中さん〕	則 552 条 1 項 4 号	
	踊場の設置〔たて坑：通路の長さ 15 m 以上の場合、10 m 以内ごと〕 〔建設工事：登り桟橋の高さ 8 m 以上の場合、7 m 以内ごと〕	則 552 条 1 項 5 号	
架空 電線	電路の電圧	離隔距離	則 570 条 1 項 6 号
	特別高圧 (7,000V をこえる)	2 m、ただし、60,000V 以上は 10,000V 又はその端数を増すごとに 20 cm を増すこと。	
	高圧 (交流 600V ~ 7,000V 以下、直流 750V ~ 7,000V 以下)	1.2 m	
	低圧 (交流 600V 以下、直流 750V 以下)	1.0 m	
<p>その他労働災害防止対策のため、確認が必要な項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クレーン、エレベーター、リフト等の設置の有無(設置の場合は、その補強方法を示す図面や強度計算書など)</li> <li>2 躯体との間隔、コーナー部の養生(躯体との隙間が 30 センチメートル以上あるなど、墜落の恐れがある場合は、墜落防止措置の状況)</li> <li>3 昇降設備の位置及び数(動線と昇降しやすさを考慮)</li> <li>4 より安全な措置(桟組み足場：上さん等の設置、桟組み足場以外：幅木の設置、床材と建地の隙間をなくすなど)</li> </ol>			

提出書類等

( 1 ) 届出の提出期限 設備の設置工事着手日 30 日前までに提出

( 2 ) 届出書類 ( 安衛則 86 条等 )

様式第 20 号 ( 建設物・機械等 設置・移転・変更届 )

参画者の経歴書、資格の写し

設置箇所が書かれた書面

・ 付近見取り図等

種類、用途が書かれた書面

・ 足場概要書等

構造、材質、主要寸法が書かれた書面

・ 部材等明細書、必要に応じて製品カタログ、仮設工業会の認定番号リスト等  
組立図

・ 立面図、平面図、断面図、詳細図等

・ 構造物四面の足場に係る構造、寸法、材料

・ 出入口、開口部、コーナー部補強、壁つなぎの割付、シート張り、朝顔、建物  
との間の墜落・落下防止措置、リフト等の取付部の補強等

・ 出入口、コーナー部補強、壁つなぎ等の主要部分の詳細図  
配置図

・ 足場・架設通路の配置が分かるもの

計算書 ( 張出足場、つり足場チェーン等について提出 )

工程表 ( 足場の組立・解体の時期を記載 )

有資格者一覧表

労働災害防止対策

緊急時の連絡体制